

選挙管理委員会規程

平成 22 年 7 月 1 日 制定

平成 24 年 2 月 1 日 改正

平成 25 年 3 月 1 日 改正

平成 30 年 6 月 22 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

(1) 会長が理事会に諮って役員以外の会員の中から選出したもの（以下、「理事会選出委員」という。）（4 名）

(2) 各支部が支部執行委員会に諮って各支部 1 名選出したもの（以下、「支部選出委員」という。）（8 名）

2. 選挙管理委員が任期途中で辞任等により欠員となった場合には、前号の選出基準により、補欠の委員を選出する。

(委員長、副委員長)

第 3 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2. 委員長及び副委員長は、理事会選出委員の互選による。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、次の通りとする。

(1) 理事会選出委員は、選挙終了後の 2 月 1 日から 4 年後の 1 月 31 日までとする。

(2) 支部選出委員は、選挙終了後の 2 月 1 日から 2 年後の 1 月 31 日までとする。

(3) 補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第 5 条 委員会は、次の業務を行う。

(1) 定款、学会規則及び代議員選挙規則に基づき、代議員選挙を運営すること

(運営)

第 6 条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(委員会の議決)

第7条 委員会の議決は、選挙管理委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会が発議し、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成22年7月1日から施行する。
2. この規程の改正は、平成30年6月23日から施行する。